

平成23年  
7月1日  
から(注2)

# お米の産地が わかります。



米トレーサビリティ法(注1)により、  
消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を  
入手できるようになります。  
商品の容器や包装、外食店や小売店等で、  
原料米の産地がどこなのか確認できます。

小売店等で  
対象となる  
米・米加工品  
の例

小売店等で販売されるもの



外食店等で  
対象となる  
米・米加工品  
の例

外食店等で提供されるもの



外食店等では

お米の産地情報が知りたいときは…

小売店、  
通販等では

外食店等では

当店は〇〇県産の米を使用しています。

産地情報については、店員におたずねください。

店内に産地情報を掲示

店内に産地を知ることができる方法を掲示し、店員等が説明

メニューに産地情報を記載

※外食店等では、米飯類のみが産地情報伝達の対象です。産地は「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等のように表示されます。

小売店、  
通販等では

煎餅

〇〇県産 米使用

原料米の産地情報についてはお客様相談窓口へお尋ねください。☎0120-0000-0000

煎餅

〇〇県産 米使用

商品の包装に産地情報を記載

商品の包装に産地を知ることができる方法を記載

購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

米トレーサビリティ法

検索

(注1)「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

(注2)平成23年7月1日より前に、「a.国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀」、「b.輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品」、「c.aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品」については、産地の記録は不要です。